

令和6年度 第2回 焼津市地域経済牽引事業促進協議会

日 時：令和7年1月27日（月）13時30分～14時25分

場 所：市役所本庁舎7階 会議室7A

出席者：焼津市地域経済牽引事業促進協議会委員（以下10名）

焼津商工会議所、大井川商工会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県産業振興財団

静岡経済研究所、静岡県水産・海洋技術研究所、焼津金融協会、静岡産業大学

静岡県経済産業部産業政策課、焼津市経済部

事務局：焼津市誘致戦略課（5名）

会 長：皆様のご協力のおかげで、焼津市の基本計画は順調に9月に国の同意を得ることができた。

金利や建設資材の高騰など企業を取り巻く社会・経済状況は変化しているところではあるが、多くの企業から焼津市へ進出意向があるとの相談を受けているため、今回、基本計画を変更することとなった。

1. 静岡県焼津市基本計画（案）について

会 長：変更案について事務局より説明をお願いします。

事務局：（変更案の概要について説明。）

会 長：質疑等はあるか。

委 員：お願い事項であるが、今後も重点促進区域が設定されていくが、どこが新規で現時点でどうなっているのかを市全体で確認をする必要があると思うので、市全体の地図を用意していただきたい。

また、追加で新たな区域を設定する話が出てきているが、これだけの重点促進区域が設定されると市内のどこにでも誘致できてしまうと見えると感じるが、市として重点促進区域内において、企業の進出する位置を誘導しているのか。

事務局：焼津市の産業立地ビジョンでは、農業を振興するエリアを除き、開発可能性検討エリアを設定し、その中で企業の皆様のニーズがあった場合に、基本計画の重点促進区域を設定している。

企業集積するエリア、産業団地の周辺のエリア、都市マスの位置づけのあるエリア、用途地域に近いエリアに誘導している。

新たに企業が進出することで集積につながるエリアでもあり、このようなエリアに継続して企業を誘致していきたいと考えている。

委 員：進出を予定している企業について、市外企業の進出もあるのか。ある場合、比率はどのくらいか、

事務局：市内企業の拡張や市内移転を優先しており、市内と市外の比率は9対1くらいである。

事業が進むにつれ、市外企業からの問い合わせも増えている状況である。

委 員：SIC周辺への企業誘致に着手したが、周辺市町との連携も大切である。

市境に進出する企業やそこで働く方々にとっては、所在地がどちらの市でも同じだと思うので、志太地区として連携していくことが大切と考えるがいかがか。

事務局：後ほど説明をするが、県の基本計画はまさに市境で拡張する企業である。

同じ経済圏の志太であるので、近隣市町との連携は大事であると考えている。

委員：市内で移転する企業の土地の利活用について、地域内で利活用するために市で誘導しているのか。民間主導となるのか。

事務局：市内に工業用地が不足していることもあり、新たな工業用地が売り出された場合、すぐに買い手が見つかる状況ではあるが、空き用地情報を市ホームページで紹介しており、市としても空き用地の利活用については事業者と協力して進めているところである。

委員：重点促進区域に指定されたエリアは開発が進んでいない場所であり、通勤に不便な場所だと思われる。通勤は車になると思うが、それでは労働者が集まらないことも起きかねない。

対応が難しいとは思いますが、労働者確保の支援策や足の確保に関する施策はどうしているか。

事務局：市内事業者の皆様を企業訪問していることもあり、人材不足が課題ということは聞いており、市としても人材確保に向けた支援事業を実施しているところである。バスについては、不採算路線をバス事業者に運航してもらうには多額の費用がかかるため、現時点では難しいと考えている。

現在、自主運行バスやデマンドタクシー等により、可能な限りの足の確保は実施している。

会長：企業進出が進めば、人材確保や渋滞などの課題が生じることは懸念されるところであるが、この企業誘致が順調に進むことで、課題に対する対応については、市としてもやっていく必要があると思っている。案の修正については意見なしでよいか。

委員：異議なし。

会長：それでは、事務局の原案どおり同意することとし、引き続き国との協議を進めていただきたい。

2. 静岡県基本計画への重点促進区域の設定について

会長：静岡県基本計画への重点促進区域の設定について、事務局より報告をお願いする。

事務局：藤枝市と焼津市にまたがって稼働している企業が、焼津市側に拡張を行う計画である。

行政区域をまたがる事業計画のため、静岡県の基本計画に重点促進区域を設定するものである。県の計画のため、確認事項等があれば、県へ報告させていただく。

会長：確認事項等はあるか。

委員：確認事項等なし。

会長：確認事項等なしで県へ報告させていただく。

3. その他

事務局：企業ニーズがあることから、次回は令和7年9月の変更同意を目指している。

よって、次回の協議会は、7月下旬または8月上旬になることが見込まれる。

委員の皆様には、引き続きお願いしたい。

また、本計画は3月25日の同意後に公表となるため、外部に情報を出さないよう取り扱いについては、十分に注意するようお願いする。

会 長：全体を通して意見はあるか。

委 員：計画の中に SIC の共用開始日が平成 28 年 12 月とあるが、もう少し早くないか。
確認をお願いしたい。

事務局：確認する。

委 員：今回の計画において、何社くらいの進出が見込まれているのか。

事務局：各エリアへ単独企業の進出、または団地的に複数企業が進出するエリアもある。
9 月同意、3 月同意を合わせて 15 社程度の企業進出が見込まれている。

委 員：本団体では、年間 9 件ほどの牽引事業計画を作成している。
焼津市へ進出希望の企業への牽引事業計画の策定支援体制はどうなっているのか。
市の誘致戦略課か商工会議所か。

事務局：金融機関が融資とセットで支援していくという話があるのでお願いしている。
市に相談があれば各エリアに応じて商工会議所、商工会にも対応をお願いしている。

委 員：本団体の部会を通して、工場等を拡張したいという話が多くあったので、今回の計画は企業誘致
の観点から大きく前進していてありがたい話である。
地域経済牽引企業については、会員を中心に支援をさせていただく。
しかし、労働者も確保は厳しい状況が続いているため、確保するための支援も併せて両輪で進め
ていただきたい。市と協力して進めていきたいと考えている。

委 員：牽引事業計画においては、付加価値を高めることがゴールであると思うが、結果が出るまでどのくら
いかかるのか。

事務局：令和 7 年 3 月に同意を受けた場合、土地利用調整計画の同意、牽引事業計画の承認を受け
た後、11 月に農振の除外手続きがある。その後、土地利用手続きや開発許可関係の手続きを
すると最短で令和 8 年 9 月頃に造成工事、令和 9 年 9 月に建築着工、早いところでは令和 10
年度くらいに操業開始となるのではないかと想定している。
市としては、農業振興地域の除外受付を増やすなど期間の短縮に向けて進めていきたい。
また、現在、牽引事業計画の承認は県の権限であるが、令和 7 年度から市の事務となる。

委 員：付加価値を検討するのも協議会の目的となるが、それまでにメンバーが変わってしまうかもしれない。
また、取り巻く社会・経済状況も良くないため、3 年後に付加価値を出すためには計画時以上の
売り上げが必要かもしれない。本当に付加価値を出せるか不安である。

委 員：牽引事業計画の期間は 3 年から 5 年の間で事業者が選択できる。国の支援を受けることができ
るため、事業者が課税の特例を受けるためには最長の 5 年としたほうが良い。本団体は、県から
委託を受け、毎年 9 件程度の牽引事業計画を策定支援しているが、制度がわかりにくいこともあ
り、本団体でも担当していない職員など、企業側のメリットを把握している職員が少ないと思う。設
備はあっても建物関係の課税の特例を受けることができる制度は他に無いと思われるので、企業
が特例を受けることができるよう対応をしてほしい。企業へ制度の周知をお願いしたい。

以上